

抽出事案説明書

(担当部局名：総務部総務室)

入札方式	施工体制確認型総合評価落札方式一般競争入札（契約後VE対象工事）			
工事名	一般国道397号（仮称）新小谷木橋上部工工事			
工事種別	鋼構造物工事			
工事概要	橋長597m、工場製作工2,062.8t、工場製品輸送工2,097.3t、鋼橋架設工1式、床版工3,308m ³ 、橋梁付属物工1式、舗装工9,130m ²			
入札参加資格	1 施工形態 2者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体（以下「JV」という。）（最低出資比率30%以上）又は単者 2 個別要件 ※単者の要件は、2者JV代表者に同じ。			
	条 件			
	格付・許可	鋼構造物工事 特定建設業許可		
	地域	代表者及び非代表者とも付さない		
	施工実績	期間	平成14年4月1日～平成29年9月4日	
		工事内容	代表者は、道路橋又は鉄道橋で最大支間長45m以上の鈹桁橋又は箱桁橋の製作及び送出し工法による架設工事（新設工事に限る。）を施工した実績 非代表者は、道路橋又は鉄道橋で鈹桁橋又は箱桁橋の製作及び架設工事（新設工事に限る。）を施工した実績	
		形態	代表者は元請（JV施工の場合は代表者として施工したもの） 非代表者は元請（JV施工の場合は20%以上の出資比率）	
	技術者	資格	代表者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、鋼構造物工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であって、架設工事の開始時期（平成30年10月予定）から専任で配置できる者 非代表者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、架設工事の開始時期（平成30年10月予定）から専任で配置できる者	
		経 験	代表者は、元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長45m以上の鈹桁橋又は箱桁橋の製作及び送出し工法による架設工事（新設工事に限る。）を施工した経験 非代表者は、元請として道路橋又は鉄道橋で鈹桁橋又は箱桁橋の製作及び架設工事（新設工事に限る。）を施工した経験	
	経営事項審査結果に係る総合評定値（鋼構造物工事）	代表者は1,100点以上 非代表者は950点以上		

<p>入札参加資格設定の経緯及び理由</p>	<p>1 施工形態 「特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する取扱要領」第3では構成員は3者以内を原則としているが、同種工事における直近の事例（H26：2級河川鶴住居川筋鶴住居地区河川災害復旧（23災647号）水門設備工事ほか3件）を参考に2者JV（出資比率30%以上）又は単者とした。</p> <p>2 個別要件 (1) 地域要件 特定調達契約に係る一般競争入札であることから、地域要件は付さない。</p> <p>(2) 施工実績要件 ア 代表者は、設定基準別紙4の1で別に定める「条件付一般競争入札施工実績要件（例）一覧表」及び過去の事例を参考に設定した。 また、非代表者は、原則として代表者に求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工実績若しくは付さないとしているが、代表者に求める施工実績の2分の1の数量（22m）が小規模であることから、施工方法等の施工実績のみ求めることとした。 イ 受注形態は、設定基準別紙4の注6及び過去の同種工事の事例を参考に、代表者は元請（JV施工の場合は代表者）とし、非代表者は元請（JV施工の場合は20%以上の出資比率）としたこと。</p> <p>(3) 技術者資格要件 ア 設定基準別紙4の2(2)①及び過去の事例を参考に、代表者及び非代表者共に1級土木施工管理技士及び監理技術者資格を有する者とした。 イ 技術者の施工経験は、設定基準別紙4の2(2)①の※印4及び過去の事例を参考に、代表者は、企業としての施工実績と同様の施工経験とし、非代表者は、上記(2)ア同様、施工方法等の施工経験のみ求めることとした。</p> <p>(4) 経営事項審査結果に係る総合評価値 過去の同種工事の事例を参考に、代表者は1,100点以上とし、非代表者は950点以上とした。</p>																													
<p>入札参加資格確認申請者数</p>	<p>10 JV（者）（参入見込：17 JV（者））</p>																													
<p>入札参加者数</p>	<p>9 JV（者）</p>	<p>無資格者数</p>	<p>なし</p>																											
<p>契約金額</p>	<p>3,090,040,488円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 228,891,888円）</p>																													
<p>無資格理由の説明（無資格とされた業者がある場合のみ記入）</p>																														
<p>入札の経緯及び結果</p>	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>要件設定審議会</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公告</td> <td>平成29年 8月 8日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>参加申請・技術提案書の受付期限</td> <td>平成29年 9月 4日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>資格基本事項確認通知</td> <td>平成29年 9月 14日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>入札</td> <td>平成29年 10月 23日</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>開札</td> <td>平成29年 10月 24日</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>落札決定</td> <td>平成29年 11月 2日</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>仮契約締結</td> <td>平成29年 11月 20日</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>契約締結</td> <td>平成29年 12月 11日</td> </tr> </table>			1	要件設定審議会	省略	2	公告	平成29年 8月 8日	3	参加申請・技術提案書の受付期限	平成29年 9月 4日	4	資格基本事項確認通知	平成29年 9月 14日	5	入札	平成29年 10月 23日	6	開札	平成29年 10月 24日	7	落札決定	平成29年 11月 2日	8	仮契約締結	平成29年 11月 20日	9	契約締結	平成29年 12月 11日
1	要件設定審議会	省略																												
2	公告	平成29年 8月 8日																												
3	参加申請・技術提案書の受付期限	平成29年 9月 4日																												
4	資格基本事項確認通知	平成29年 9月 14日																												
5	入札	平成29年 10月 23日																												
6	開札	平成29年 10月 24日																												
7	落札決定	平成29年 11月 2日																												
8	仮契約締結	平成29年 11月 20日																												
9	契約締結	平成29年 12月 11日																												

一般競争入札要件設定一覧

1 工事概要

- (1) 工事番号 29-1-0602-00004
- (2) 工事名 一般国道397号(仮称)新小谷木橋上部工工事
- (3) 工事場所 奥州市水沢区佐倉河、真城及び羽田町地内
- (4) 工事概要 橋長597m、工場製作工2,062.8t、工場製品輸送工2,097.3t、鋼橋架設工1式、床版工3,308m³、橋梁付属物工1式、舗装工9,130m²
- (5) 工期 1,067日間
- (6) 設計金額 (税込) 3,433,378,320 円 (税抜) 3,179,054,000 円

2 競争参加資格

(1) 施工形態

2者JV(最低出資比率30%以上)又は単者

(2) 個別要件

		条	件	
JV代表者又は単者	格付・許可	鋼構造物工事(WTO)	特定建設業許可(鋼構造物工事業)	
	経審点	1,100点以上		
	地域	なし		
	施工実績	期間	平成14年4月1日～入札参加申請期限の日	
		工事内容	道路橋又は鉄道橋で最大支間長45m以上の鈹桁橋又は箱桁橋の製作及び送出し工法による架設工事(新設工事に限る。)を施工した実績を有すること。※数量要件 75.2m×0.6=45.12≒45m(上位2桁採用)	
		形態	元請(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	
	技術者	資格	(製作工事) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。 鋼構造物工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。 (架設工事) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。 鋼構造物工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。 架設工事の開始時期(平成30年10月予定)から専任で配置できる者であること。	
		経験	(製作工事) 元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長45m以上の鈹桁橋又は箱桁橋の製作工事(新設工事に限る。)を施工した経験を有すること。 ※数量要件 75.2m×0.6=45.12≒45m(上位2桁採用) (架設工事) 元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長45m以上の鈹桁橋又は箱桁橋の送出し工法による架設工事(新設工事に限る。)を施工した経験を有すること。 ※数量要件 75.2m×0.6=45.12≒45m(上位2桁採用)	
	JV非代表者	格付・許可	鋼構造物工事(WTO)	一般・特定建設業許可(鋼構造物工事業)
		経審点	950点以上	
地域		なし		
施工実績		期間	平成14年4月1日～入札参加申請期限の日	
		工事内容	道路橋又は鉄道橋で鈹桁橋又は箱桁橋の製作及び架設工事(新設工事に限る。)を施工した実績を有すること。	
		形態	元請(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)	
技術者		資格	(製作工事) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。 (架設工事) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。 架設工事の開始時期(平成30年10月予定)から専任で配置できる者であること。	
		経験	(製作工事) 元請として道路橋又は鉄道橋で鈹桁橋又は箱桁橋の製作工事(新設工事に限る。)を施工した経験を有すること。 (架設工事) 元請として道路橋又は鉄道橋で鈹桁橋又は箱桁橋の架設工事(新設工事に限る。)を施工した経験を有すること。	

- ※ 東日本大震災津波の復旧・復興工事：「該当」
- ※ 落札方式：「施工体制確認型総合評価落札方式(加算点20点)」
- ※ 契約後VE対象工事
- ※ JVの構成員は、当該JV以外のJVの構成員及び単者として本件入札に参加することはできない。
- ※ 製作工事の技術者と架設工事の技術者は、同一の者の配置を認めるものとする。

WTO一般競争入札参加見込表

工事名 一般国道397号(仮称)新小谷木橋上部工工事

1 JV代表者又は単者

	条件				実績者数			案	備考	
	WTO資格	経審点	施工実績		県内	県外	計			
(1)	鋼構造物 工事	1,100点 以上	道路橋又は鉄道橋で最大支間長45m以上の鉸桁橋又は箱桁橋の製作及び送出し工法による架設工事(新設工事に限る。)を施工した実績を有すること。		元請 (JV代表者)	1	16	17	○	

2 JV非代表者

	条件				実績者数			案	備考	
	WTO資格	経審点	施工実績		県内	県外	計			
(1)	鋼構造物 工事	950点 以上	道路橋又は鉄道橋で鉸桁橋又は箱桁橋の製作及び架設工事(新設工事に限る。)を施工した実績を有すること。		元請 (JV非代表 者出資率 20%以上)	3	35	38	○	

最大参入見込数 17者

- ※ 実績は過去15年度間の実績であること。
- ※ 実績者数は、CORINS及び施工実績データにおいて工事概要が確認できた者の数であること。
- ※ 指名停止中の者、破産等経営状況が不健全な者は実績者から除いたものであること。
- ※ 平成29年度のWTO名簿(鋼構造物工事)に登載された者で確認したものであること(平成29年7月14日現在)。

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成29年8月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 工事概要

(1) 工事名 一般国道397号（仮称）新小谷木橋上部工工事

(2) 工事場所 奥州市水沢区佐倉河、真城及び羽田町地内

(3) 工事内容

ア 橋長 597メートル

イ 工場製作工 2,062.8トン

ウ 工場製品輸送工 2,097.3トン

エ 鋼橋架設工 1式

オ 床版工 3,308立方メートル

カ 橋梁付属物工 1式

キ 舗装工 9,130平方メートル

(4) 工期 1,067日間

(5) 使用する主要な資機材

ア 鋼材 約2,100トン

イ グレーチング床版 約650トン

ウ 生コンクリート 約4,000立方メートル

(6) 入札方式 本工事は、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現することができるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(7) 予定価格 3,179,054,000円（税抜）

(8) その他 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

2 入札参加資格

(1) 2者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体又は単体有資格者であること。

(2) 特定共同企業体の各構成員又は単体有資格者は、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、単体有資格者にあつては、シの要件を除く。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。

ウ 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

- キ 特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）第3条第2項の審査を受け、鋼構造物工事の資格基準に適合すると認められている者（以下「資格登録者」という。）であること。
- ク 特定調達契約に係る一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ケ 入札に参加しようとする者のうちに資本関係又は人的関係がある者がいないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が、1つの特定共同企業体を任意に結成している場合を除く。）。
- コ 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。
- サ 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、1に示した工事の請負に必要なとされる建設工事の種類について、法第28条第3項又は第5項の規定に基づき営業の停止（1に示した工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を命ぜられた者にあつては、当該営業の停止の期間が経過している者であること。
- シ 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。
- (3) 特定共同企業体の代表となる構成員（以下「代表者」という。）又は単体有資格者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。ただし、単体有資格者にあつては、オの要件を除く。
- ア 平成14年4月1日以降に、元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長45メートル以上の鈹桁橋又は箱桁橋の製作及び送出し工法による架設工事（新設工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。
- イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に配置することができること。なお、製作工事及び架設工事において同一の技術者の配置を認めるものとする。
- (ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (イ) 製作工事に係る技術者にあつては、平成14年4月1日以降に、元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長45メートル以上の鈹桁橋又は箱桁橋の製作工事（新設工事に限る。）を施工した経験を有する者であること。
- (ウ) 架設工事に係る技術者にあつては、平成14年4月1日以降に、元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長45メートル以上の鈹桁橋又は箱桁橋の送出し工法による架設工事（新設工事に限る。）を施工した経験を有し、架設工事の開始時期（平成30年10月予定）から専任で配置させることができる者であること。
- (エ) 鋼構造物工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (オ) 代表者又は単体有資格者が、入札書の提出の日において雇用している者であること。
- ウ 鋼構造物工事に係る経営事項審査の結果に係る総合評定値が1,100点以上であること。
- エ 法に基づき鋼構造物工事業の特定建設業許可を受けていること。
- オ 構成員のうちで出資比率が最大であること。
- (4) 特定共同企業体の代表とならない構成員（以下「非代表者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ア 平成14年4月1日以降に、元請として道路橋又は鉄道橋で鈹桁橋又は箱桁橋の製作及び架設工事（新設工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。
- イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に配置することができること。なお、製作工事及び架設工事において同一の技術者の配置を認めるものとする。
- (ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (イ) 製作工事に係る技術者にあつては、平成14年4月1日以降に、元請として道路橋又は鉄道橋で鈹桁橋又は箱桁橋の製作工事（新設工事に限る。）を施工した経験を有する者であること。

(ウ) 架設工事に係る技術者にあつては、平成14年4月1日以降に、元請として道路橋又は鉄道橋で鈹桁橋又は箱桁橋の架設工事（新設工事に限る。）を施工した経験を有し、架設工事の開始時期（平成30年10月予定）から専任で配置させることができる者であること。

(エ) 非代表者が、入札書の提出の日において雇用している者であること。

ウ 鋼構造物工事に係る経営事項審査の結果に係る総合評定値が950点以上であること。

エ 出資比率が30パーセント以上であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目 1に示した工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア及びイ並びに価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア 品質等を高めるための技術提案（個別の提案課題）

上部工の品質確保及び耐久性向上に関する対策について

技術提案は、工場製作における対策について1項目、現場施工における対策について2項目とすること。

イ 施工体制

(ア) 品質の確保の実効性

(イ) 施工体制の確保の確実性

(2) 技術提案書の提出 (1)アの技術提案に係る総合評価技術提案書を4(4)に示した申請書等の提出と同時に提出すること。なお、総合評価技術提案書を提出することができない場合は、入札に参加することができない。

(3) ヒアリングの実施

ア 技術提案の内容について、ヒアリングは、実施しない。

イ 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者に対して、必要に応じて施工体制の確認のためのヒアリングを実施する。なお、ヒアリングを実施する場合は、追加で資料の提出を求めることがある。

(4) 総合評価の方法

ア 評価値を次の算定式により算定するものとする。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

イ 標準点は、入札説明書に記載された要求要件を実現することができる場合に与える点数とし、その配点を100点とする。

ウ 加算点は、技術提案の内容に応じて与える点数とし、その配点を20点とする。なお、施工体制評価を踏まえた補正を行うものとする。

エ 施工体制評価点は、入札説明書に記載された要求要件を実現することができる確実性の高さに対して与える点数とする。

その配点は、30点とし、次の項目ごとにそれぞれ15点とする。

(ア) 品質の確保の実効性

(イ) 施工体制の確保の確実性

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県総務部総務室入札担当 電話番号019-629-5058

(2) 入札等の方法 本件入札は、申請書の受付、入札等を岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。なお、電子入札システムにより難しいときは、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得なければならない。

(3) 入札説明書の交付 平成29年8月8日(火)から同年10月24日(火)までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで入札情報公開サービス又はホームページ（<http://www.pref.iwate.jp/nyuusatsu/kouji/index.html>）に掲載すること。なお、本件入札に参加の申請をしようとする場合は、ホームページを確認し、最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

(4) 申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 本件入札への参加の申請をする者は、申請書を提出すること。

イ 特定共同企業体として本件入札への参加の申請をする者は、アの申請書のほか、特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写しを提出すること。

ウ 電子入札システムにより参加する場合は、平成29年8月8日(火)から同年9月4日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで(ただし、同年9月4日(月)にあつては、正午まで)に申請書、特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写し並びに3(2)の技術提案書(以下「提出書類」という。)を電子入札システムにより提出すること。なお、電子ファイルの容量の上限は、2メガバイトであり、この容量を超えるときは(1)の間合せ先にあらかじめ連絡し、申請書を電子入札システムで提出した上で、同日正午までに申請書以外の提出書類を書面により(1)の場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出すること。

エ 電子入札システムにより難く、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得た場合は、平成29年8月8日(火)から同年9月4日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで(ただし、同年9月4日(月)にあつては、正午まで)に提出書類を書面により(1)の場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出すること。

オ 知事に提出された提出書類は、返却しない。また、平成29年9月4日(月)正午を経過した時以後は、提出書類の全部又は一部の差替え又は再提出は認めない。

(5) 工事費内訳書 入札参加者は、入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書を作成すること。

(6) 入札書の提出場所及び提出方法

ア 電子入札システムにより提出する場合は、平成29年10月23日(月)午前9時から午後5時までに(5)の工事費内訳書を添付して電子入札システムにより提出すること。

イ 電子入札システムにより難く、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得た場合であつて、持参により書面で提出するときは、平成29年10月23日(月)午後5時までに(5)の工事費内訳書を添付して(1)の場所に提出すること。

ウ 電子入札システムにより難く、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得た場合であつて、郵送により書面で提出するときは、平成29年10月23日(月)午後5時までに(5)の工事費内訳書を添付して(1)の場所に到達するよう書留郵便により提出すること。

エ 提出した入札書及び工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 提出の期限を過ぎて到達した入札書及び工事費内訳書は、受け付けない。

(7) 開札の日時及び場所 平成29年10月24日(火)午後1時に(1)の場所で行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無 無

(3) 資格登録者でない者の参加 申請書等を提出することができる。この場合における入札参加資格の確認は、2(1)並びに2(2)ク及びケの要件についてのみ行うこととし、その確認により入札参加資格があるとされた者が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札参加資格があったとした確認は取り消す。

ア 開札の時に於いて資格登録者でないこと。

イ 開札の後に於いて入札参加資格の審査により2に示した入札参加資格の要件の全てを満たしていないことが判明すること。

(4) 入札の無効 2に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 入札の無効(資格不適格) 工事費内訳書で積算した工事価格(税抜)及び入札金額は、一致していなければならない。一致していない場合は、入札を無効とする。ただし、工事費内訳書で積算した工事価格(税抜)の千円未満の端数の整理をしたことにより一致していない場合は、無効としない。